

佐賀県告示第二百八十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、馬渡島鳥獣保護区及び糸岐鳥獣保護区の存続期間を更新するので、鳥獣保護区の設定（平成四年佐賀県告示第五百七十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十一月一日から施行する。

平成二十四年十月三十日

佐賀県知事 古川 康

本文中「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条の八第一項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項」に、「設定する」を「指定する」に改める。  
その（一）の三を次のように改める。

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

その（一）に次のように加える。

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、佐賀県の最北端に位置する島しよであり、玄海国定公園の指定地域である。本土とは異なった生態系を有し、国の天然記念物であり、準絶滅危惧種にもなっているカラスバトをはじめ多くの鳥類が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のための重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。

八 鳥獣保護区の方針

区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

その(二)の三を次のように改める。

### 三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

その(二)に次のように加える。

### 四 保護に関する指針

#### イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

#### ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、太良生活環境保全林を含む地域で、植生が豊かであり、多くの鳥獣が生息しており、森林浴及び自然観察が楽しめる町民の憩いの場となっている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のための重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。

#### ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な

活用により被害防止に努める。